

1-17-11

世子尚忠より礼部あて、進貢の事、請封の事などの咨

(一四四一、七、六)

琉球国中山王世子尚忠、見^{げん}に朝貢等の事の為にす。

今、合に行うべき事理を將て開件す。咨して、照驗して施行するを請う。須らく咨に至るべき者なり。

計三件

一件、朝貢の事。今、長史梁求保、使者楊布・明泰等を遣わし、表文一通を齎捧し、及び義字等号海船二隻に坐駕し、共同^{とも}に馬二十四・硫黄四万斤を装載し管送して京に赴き朝貢せしむ。咨して、進収して施行するを請う。

一件、世襲の事。不幸にして父王尚巴志、正統六年(一四四一)四月二十六日に薨逝す。切に思うに、本国は遠く海邦に処^おり、久しく国政を停むるは、深く便ならずと為す。縁^よつて就ち印信・国事を権管す。今、事因を將て理として合に通行すべし。乞う、上年の先祖の事例に照らして王爵を襲封し並びに皮弁冠・朝服等の件を欽賜し便益ならしめんことを。具して、並びに長史梁求保等を遣わし齎捧して京に赴き奏聞せしむるを除くの外、合行^まに咨して知会して施行するを請うべし。

一件、番貨の事。所有の蘇木は、各船に附搭し前来す。煩^{わづ}為わくは、遠人を便益ならしむるの事例もて、奏して施行を賜わんことを。

右、礼部に咨す

正統六年(一四四一)七月初六日

咨

注*(一四四一七)にこの時の奏文があり、注は同項を参照。

1-17-12

世子尚忠より礼部あて、万寿聖節の慶賀の進貢の咨

(一四四一、七、六)

琉球国中山王世子尚忠、慶賀の事の為にす。

今、使者達^①福期等を遣わし、使者伍^②是佳・吉^③且坦等と共に、共同^{とも}に表文一通を齎捧し、及び永字等号海船三隻に坐駕し、通共に馬四十匹・硫黄五万斤を装載し、管送して京に赴き、正統六年の万寿聖節を慶賀せしむ。咨して進収を請う。随有する附搭の蘇木は、煩^{わづ}為わくは常に加えて給価し、遠人を憐恤せんことを。理として合に通行すべし。移咨して、照驗して施行するを請う。須らく咨に至るべき者なり。

右、礼部に咨す

正統六年(一四四一)七月初六日

咨

三隻一起

永字号船	使者達不期	馬十四匹・硫黄二万斤大を進む
地字号船	使者伍是佳	馬十四匹・硫黄二万斤大を進む
恭字号船	使者吉且坦	馬二十四匹・硫黄一万斤大を進む

注 (1) 達福期 『明実録』正統七年四月丁酉の条に入貢の記事がある。本文書の文末には、達不期と記されている。

(2) 伍是佳 『明実録』正統九年七月庚午、同十一年(一四四六)六月壬寅の条に、それぞれ「使臣伍是佳美」「使者伍是佳美」の記載があるが同一人か。

(3) 吉且坦 『明実録』正統七年七月丙子の条に入貢の記事がある。

1-17-13

世子尚忠より礼部あて、正旦令節の慶賀の進貢の事、福州に漂着した琉球船の軍器の返還を請う事の咨

(一四四二、九、一〇)

琉球国中山王世子尚忠、見^{けん}に慶賀等の事の為にす。

今、合に行うべき事理を將て開件す。咨して、照驗して施行するを請う。須らく咨に至るべき者なり。

計二件

一件、慶賀の事の為にす。今、使者明泰等を遣わし、表文一通を齎捧し、及び勇字号海船一隻に坐駕し、馬一十匹・硫黄二万斤を装載して京に赴き、正統八年(一四四三)の正旦令節を慶賀せしむ。通^とに進取^とを乞請^とう。咨して施行を請う。

一件、風^{ふう}に遭い飄流せる船隻の事の為にす。近ごろ使者阿普斯古・通事沈志良等の告に拠るに称すらく、正統六年四月十九日に、本国の差を蒙り安字号海船一隻を管駕し、磁器等の物を装載し、

本国の印信明文の執照を齎執し、爪哇等の国の地面に前往し、胡椒・蘇木等の貨を兩平に收買し、回国して応に下年聖朝に進貢するに備うべし。期せずして、本船、海に在りて風に遭い槓棧損失し、漂して福建福州府閩県の地面に至る。当に所在の都布按三司等の官の、本船の磁器等の物を將て收盤上庫し、具本して奏聞するを蒙るの外、方に給還を將て当に物料を自備し原船を修理するを行う。爪哇等の国に往かんと欲するも、又、三司等の官、原領去せる護船の軍器を將て、累ねて乞うも与さず、止だ回国するを得るのみ。告して施行を請う、と。此れに拠り参照するに、前^{まへ}ころ切に本国は異物の進貢するに充つるに堪うるを欠乏するに縁^より、此の為に、及び照らすに、永樂十九年(一四二二)五月内に本国の差^さわす所の使者莧達古尼等、海船一隻を駕するも、軍器無きに因り、海に在りて倭賊の船二十余隻に劫殺せらる。以後の各船は俱^{とも}に軍器を領して人船を守護す。今、前事に照らして、遠国爪哇等の処に往く為の護船の軍器並びに在前の各進貢船の軍器は先例に依らず發還せよ。俱に福建三司等の官の留阻するを蒙らば、非常に遇^あするも以て備禦する無きを恐るる在り。若し前の如きに遭い、以て陷害を致し、事以て阻まるるに及べば、深く未便と為す。理として合に事理を通行すべし。咨して奏聞を為すを請う。本国の使者明泰・通事李敬等に給付し領駕し護船して回国せしむれば便益ならん。咨して施行を請う。例に准り、如し本国の来使明泰・通事李敬等に給付し領帶し護船して回国せしむるを蒙れば、